

# 〈資料〉

## 策定に係る資料

審議・検討に係る資料……………P.102

# 策定に係る資料

## 審議・検討に係る資料

### (1) 印西市健康づくり推進協議会

#### ① 設置規則

○印西市健康づくり推進協議会設置規則

平成3年3月30日規則第10号

改正

平成4年2月28日規則第3号  
平成8年3月29日規則第80号  
平成9年3月28日規則第6号  
平成16年3月29日規則第26号  
平成19年2月16日規則第26号  
平成20年3月31日規則第32号  
平成21年3月31日規則第16号  
平成31年3月12日規則第3号

(設置)

第1条 市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、印西市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、健康づくりに関する次の事項について審議する。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 食育推進に関すること。
- (3) 健康診査及び健康相談事業に関すること。
- (4) 保健栄養指導に関すること。
- (5) 健康づくりに関する知識の普及に関すること。
- (6) 献血の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民 2人
- (2) 保健所の職員 1人
- (3) 市医代表 2人
- (4) 市歯科医代表 1人
- (5) 市薬剤師代表 1人
- (6) 市学校関係者 1人
- (7) 知識経験を有する者 12人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会において必要と認めるときは、市職員その他の関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康子ども部健康増進課に置く。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月28日規則第3号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第80号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第6号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日規則第26号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月16日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の印西市健康づくり推進協議会設置規則第3条第1項の規定により、新たに委員となる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月31日規則第32号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(印西市献血推進協議会設置規則の廃止)

- 2 印西市献血推進協議会設置規則(平成4年規則第6号)は、廃止する。

附 則 (平成31年3月12日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

②委員名簿

	氏 名	選任の形態	選任理由
1	佐々木 護	1号委員（公募市民）	公募による
2	乾 美知男	//	公募による
3	篠崎 久美	2号委員（保健所の職員）	印旛健康福祉センター（印旛保健所） 地域保健課長
4	◎鈴木 洋一	3号委員（市医代表）	印西市市医代表
5	岩谷 由美	//	印西市市医代表
6	○堀江 恭一	4号委員（市歯科医代表）	印西市市歯科医代表
7	関 正男	5号委員（市薬剤師代表）	印西市学校薬剤師会代表
8	澤根 孝之	6号委員（市学校関係者）	市立小中学校代表 （印西市立内野小学校長）
9	森田 文子	7号委員（知識経験を有する者）	印西市商工会代表 （印西市商工会女性部会計）
10	鈴木 志津子	//	西印旛農業協同組合代表 （西印旛農業協同組合常務理事）
11	早坂 麻紀子	//	印西市P T A連絡協議会代表 （印旛中P T A副会長）
12	宮内 和美	//	民生委員児童委員代表
13	本間 敬子	//	スポーツ推進委員代表
14	春木 みどり	//	市立保育園代表 （印西市立木刈保育園園長）

※任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

※「◎」委員長、「○」副委員長

③議事経過

日 時	主な内容
第1回 平成30年6月14日	(1) 議案第1号 平成29年度印西市健康づくり推進協議会事業報告について (2) 議案第2号 平成30年度印西市健康づくり推進協議会事業計画(案)について (3) 平成29年度保健事業実績及び平成30年度保健事業計画(平成30年度保健業務運営指針)について (4) 第2次健康いんざい21改定版の策定について
第2回 平成30年10月11日	(1) 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～改定版(素案)」について
第3回 平成31年1月31日	(1) 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～改定版(最終案)」について

## (2) 印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議

### ①設置要綱

○印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱

平成24年12月18日告示第159号

改正

平成27年3月31日告示第58号

平成30年7月12日告示第145号

平成31年3月20日告示第34号

### 印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 健康増進計画及び食育推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関係各部署の職員で組織する印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(付議事項)

第2条 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康増進計画及び食育推進計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項
- (2) 計画の進行管理に関する事項
- (3) 計画に基づく事業の実施、評価及び見直しに関する事項
- (4) 市の基本構想及び基本計画との調整に関する事項
- (5) 関係機関との連絡調整に関する事項

(構成)

第3条 会議は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、健康子ども部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる役職にある者をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、会議の事務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、健康子ども部子育て支援課長である委員がその職務を代理する。

(作業部会)

第5条 計画の策定に関し、会議に作業部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、委員長の指示する事項について調査研究し、報告するものとする。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会員は、委員長が指名する者とし、部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。

5 部会長は、必要に応じ部会の会議を招集し、会議の議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議及び部会の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第58号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月12日告示第145号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日告示第34号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条)

役 職 名
企画財政部企画政策課長
市民部市民活動推進課長
市民部国保年金課長
環境経済部農政課長
福祉部社会福祉課長
福祉部高齢者福祉課長
福祉部障がい福祉課長
健康子ども部子育て支援課長
健康子ども部保育課長
健康子ども部スポーツ振興課長
教育委員会教育部指導課長
教育委員会教育部生涯学習課長

## ②推進会議 議事経過

日 時	主な内容
第1回 平成30年5月16日	(1) 健康増進・食育推進 これまでの動向と今後の方向 等 (2) 「第2次健康いんざい21改定版」策定の方針 (3) 策定の工程及び「計画中間評価の実施」について
第2回 平成30年10月1日	(1) 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～改定版(素案)」について
第3回 平成31年3月1日	(1) 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～改定版(最終案)」について

〈資料〉

③作業部会 議事経過

日 時	主な内容
第1回 平成30年6月27日	(1) 各部署において所管している全庁的に取り組むべき施策やまちづくり (2) 健康で魅力あるまちとは
第2回 平成30年7月23日	(1) 印西市の目指す方向性と関連する健康づくり施策について
第3回 平成30年8月17日	(1) 「まちづくりからの健康づくり」の柱に対する各施策について
第4回 平成30年10月18日	(1) 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～改定版（素案）」について
第5回 平成31年2月7日	(1) 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～改定版（最終案）」について

**(3) 市民意見公募手続き（パブリックコメント）の実施**

日 時	主な内容
平成30年12月12日 ～平成30年12月26日	ホームページと市内公共施設において、計画（案）を公表し、広く市民の意見を募集しました。



**第2次健康いんざい21（改定版）**  
**～印西市健康増進・食育推進計画～**

---

発行年月：2019（平成31）年3月

発行：千葉県印西市

編集：印西市 健康福祉部※ 健康増進課

---

所在地：〒270-1327 千葉県印西市大森2356-3（中央保健センター内）

電話：0476-42-5595（直通）

---

※「健康福祉部」は平成31年4月より、「健康子ども部」に改組。

# 印西市健康都市宣言

豊かな自然に恵まれたわたしたちのまち

健康はまちの宝

いつまでも、自分の健康は自分でつくり

誰もが元気でいられることは、印西市民すべての願いです。



人と自然が笑顔でつながるまち「いんざい」

いきいきと楽しく健康づくりを実践しながら、

健やかなまちをつくりましょう。

わたしたちは、

「健康で明るく元気に生活できるまち」をめざし、

ここに「健康都市印西」を宣言します。

(平成16年11月20日)